

# 付加保険料を納付しませんか



〈問合先〉  
岐阜南社会保険事務所  
☎273-6161

## ○付加年金とは

厚生年金保険などの被用者年金に加入しているかたは、報酬によって保険料や給付額が増減しますが、自営業者など国民年金の第1号被保険者のかたは、保険料と給付（老齢基礎年金）額が定額です。現在、老齢基礎年金の年金額は792,100円（平成19年度の満額）ですが、老後に受ける老齢基礎年金をより高いものにしたいと考えているかたのために、付加年金があります。毎月の国民年金保険料（14,100円＝平成19年度額）に付加保険料を上乗せして納めることで、より多くの年金を受け取ることができる仕組みです。

## ○付加年金の額

付加保険料の額は1か月400円で、付加年金の年額は「200円×付加保険料納付月数」です。

つまり、保険料400円に対して年金額200円を毎年受け取れることから、受給開始から2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

※注意1 付加年金に加入できるかたは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者のかたです。保険料納付の免除・猶予を受けているかたや国民年金基金に加入しているかたは加入できません。

※注意2 付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を繰上げ受給または繰下げ受給する場合は、付加年金も繰上げ・繰下げ受給となり、老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

## 教育委員会だより 子どもの体力向上のために



体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっています。こうしたことから、子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながります。

子どもが運動不足になっている直接的な原因として次の三つをあげることができます。

1. 学校外の学習活動や室内遊び時間の増加による、外遊びやスポーツ活動時間の減少
2. 空き地や生活道路などの、子どもたちの手軽な遊び場の減少
3. 少子化や、学校外の学習活動などによる仲間の減少

子どもを取り巻くこのような環境を、保護者の皆さんが十分に理解し、積極的に体を動かす機会を作っていく必要があります。各町においても、子どものスポーツ団体が数多くあり、それらに参加することもひとつの方法です。

また、「調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠」という健康三原則をふまえた基本的な生活習慣を身につけることも重要です。